

村民だより

No. 399

平成10年3月27日
東京都小笠原村役場
小笠原村父島字西町
電話 2-3111

臨時特集号

イエシロアリを母島へ――

「持ち込まない」「持ち込ませない」

イエシロアリ等の母島への
侵入防止に関する条例を制定

平成十年三月二十五日に開催された小笠原村議会において、「イエシロアリ等の母島への侵入防止に関する条例」が可決され、来る四月一日に施行されることになりました。

父島で村民生活に深刻な影響を及ぼしているイエシロアリは、母島には生息していません。吉野白蟻研究所の吉野利夫先生によると「これは大変に幸甚なこと」で、「村民や船会社が注意してきたことにより、侵入が防がれてきたもの」と指摘されています。

これまで、何度も村民だよりに掲載しましたが、イエシロアリにとって、母島の元地は侵入が容易な地域になっています。侵入されたら、一気に蔓延（まんえん）することが予想されます。「母島ではイエシロアリは生息できない」

と考えていらつしやる方もいるようですが、これは誤りです。

最近、母島北部の一部で、コウシュウイエシロアリの発生が確認されました。このコウシュウイエシロアリは、イエシロアリと兄弟のようなシロアリですが、巢の発見が難しいなど、生態が明らかにっていないシロアリです。去る二月末には、吉野先生らシロアリ対策団に現地調査をお願いし、駆除を行いました。村と東京都では、現地一帯からコウシュウイエシロアリを根絶させ、母島における生息を終息させる方向で、今後の対策方針を検討いたします。

条例の制定のきっかけとなったのは、昨年七月、父島から母島へイエシロアリの食害痕のある古材木が搬入された事件です。危機感を抱いた母島の方々が、二七七名

の署名を添えた『村が母島へのイエシロアリ等の侵入防止に係わる条例を制定することを求める要望書』を作成、九月二十六日、母島白蟻対策調査委員会委員長前田章氏が宮澤昭一村長に手渡しました。

村では、事態の深刻さから、要望書の提出を重く受け止め、島内の各界の方々の意見を伺い、ルールの策定を開始しました。このルールを小笠原村内における「法律」の形に整えたものが、今回、可決制定された「条例」です。条例は小笠原村で生活をするにあたり、守らなければならない『小笠原村内に限った法律』なのです。この条例を守らないと、皆に迷惑をかけることになるのです。ルールは全員が守って、初めて効果が現れます。

イエシロアリのいない、安心して住める地域（母島）を目指して作られた条例だけに、多くの規制事項が盛り込まれています。この条例は羽アリの群飛時期を考慮し、四月一日から施行されます。本号をよくお読みにになり、ルールを守り下さるようお願いいたします。

条例の内容について（一部省略あり）

条例施行日 平成十年四月一日

1 条例の目的

この条例は、父島等で保管・育成した材木・植栽用樹木等を母島へ持ち込むことを規制し、父島等に生息するイエシロアリ等が、生息していない母島に蔓延する事を未然に防ぎ、村民の財産・生産物への被害発生の防止と、環境の保全を図ることを目的とする。

2 母島への持ち込みの禁止

誰でもあつても、母島へイエシロアリ、ヤマトシロアリ等、母島に生息していないシロアリを持ち込んではいけません。

3 村民や事業者の義務

① 誰でもあつても、母島へ貨物を輸送する際に、イエシロアリ等の生息・食痕、羽アリの付着等が無いことを、自ら点検しなければなりません。

② 誰でもあつても、父島において保管・育成された材木・植栽用樹木等を、母島に持ち込んではいけません。

③ 誰でもあつても、本土から母島へ材木・植栽用樹木等を輸送する時は、父島で荷ほどきせず、直接、母島へ輸送するようにしなければなりません。

④ 誰でもあつても、イエシロアリの生息する地域（「規則」の地図を参照）で保管・育成された植栽用樹木等を母島に持ち込んではいけません。

⑤ どうしても父島から母島へ材木を輸送する場合は、四月一日から七月三十一日の間を除いた期間に限り、あらかじめ村長に届け出て、全責任を負うことを誓約し、村職員の確認を得た上で、輸送しなければならない。

⑥ 条例に従って輸送したにもかかわらず、母島においてイエシロアリ等の生息・食痕、羽アリの付着等が確認された場合、速やかに村長に届け出て、指示を受けなければならない。

⑦ 誰でもあつても、海上運送用木製パレットは、速やかに海上運送業者に返却しなければならない。

⑧ 誰でもあつても、海上運送用木製パレットは、速やかに海上運送業者に返却しなければならない。

4 制止

小笠原村職員は、前号に記した②⑤に違反する行為を確認したときは、その貨物の輸送の禁止を指示することができる。

5 協力

誰でもあつても、母島に輸送された貨物に関し、イエシロアリ

イエシロアリの生息する地域

塗りつぶしてある地域で保管・育成した植栽用樹木等を、母島に持ち込んではいけません。

等の生息・食痕、羽アリの付着等を発見した時は、村長に通報すること。

6 罰則

義務を怠ったり、指示に従わなかった場合、十万円以下の罰金に処せられる。

* * *

以上、条例の概要を箇条書きに記しました。条例の全文や、条例に基づく規則の全文は、産業観光課、もしくは母島支所に備えてあります。

産業観光課産業観光係

TEL 二一三一一四

母島支所庶務係

TEL 三一一二一一

村民全員の努力で

母島をイエシロアリの被害から守ろう！

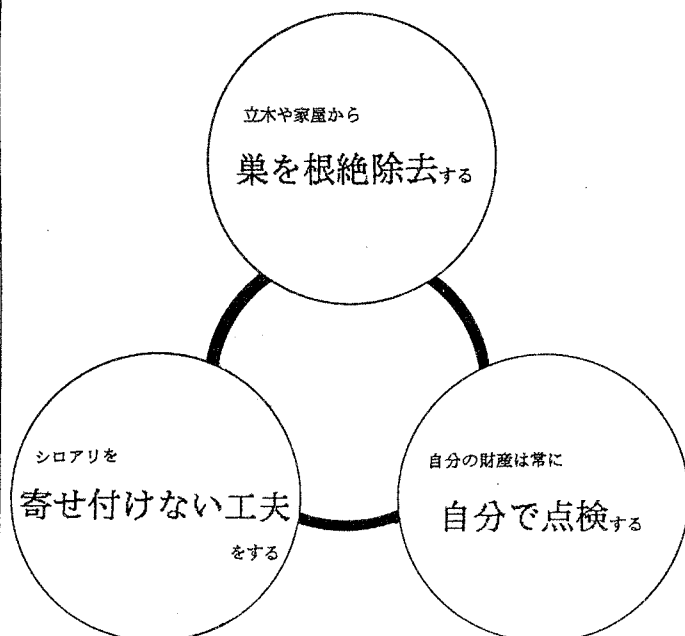


南西諸島



イエシロアリ生息地域

人とイエシロアリの住み分けの推進



イエシロアリ対策は、――

この3項目を心掛けることが重要です！

自分の財産は自分で守ろう。村や商工会はそのお手伝いをいたします。

小笠原村産業観光課 電話 2-3114

小笠原村商工会 電話 2-2666

立木や家屋から巣を根絶除去する

① 自分の敷地内にある巣は、立木・家屋共に完全に根絶・除去する。

巣は掘り取るか、薬剤を注入し、完全に潰してしまうことが住み分け作戦の大前提。予防と駆除は、イエシロアリに詳しい専門家に任せましょう。

② 再び発生源とならない心掛けが大切。

イエシロアリは、女王と王を中心とした巣がなければ繁殖しない。

シロアリを寄せ付けけない工夫をする

① シロアリの種類に適した防蟻処理を確実に行う。

父島で大発生しているのは、イエシロアリとダイコクシロアリの2種。この2種類は東京には生息していない。東京で発生しているヤマトシロアリの防蟻処理では、十分な効果が期待できない。特にシロアリ天国の小笠原なら尚更である。シロアリの生態に即した対処が重要。

② 高い土台で通風を良くし、湿気を溜らせない。

小笠原の風土に合った建物とする。

③ 工事を行う際、床下の土の中に、木片や切株を絶対に残さない。

自分で工事現場に出掛けて確認する位の、細心の注意が必要。何事も他人任せにしない。

④ 樹木の切株は、必ず掘り取る。

せっかく築く財産です。シロアリの被害は自分にふりかかるので、いいかげんな工事発注はしない。

⑤ 建物の木部が直接、土に触れないようにする。

イエシロアリは、土に触れている木材に簡単に侵入する。

⑥ 家屋周囲の電灯の位置を考える。また、室内や周囲の電燈を消すよう心掛ける。

イエシロアリの羽アリは、走光性を示す。

⑦ 雌雄ペアになっている羽アリは必ず殺す。

この2匹が地中に潜ったり木材に侵入し、女王と王になる。

自分の財産は常に自分で点検する

① 床下を簡単に点検出来るような建物構造とする。

床下に入れないければ、蟻道の確認は難しい。毎月1回はシロアリ点検。

② 蟻道を見つけたら、直に専門家に相談する。

蟻道は、誰にでも簡単に見つけることができる。早期発見、早期対処。

③ 周辺の雑草やギンネムを伐採する。

周囲をきれいにして、イエシロアリが入り込む隙を無くす事が重要。

④ 木片や枯れ枝を直接地面に置かない。

どんな小さな木片にも侵入し、最後は建物を食い荒らす。

人とシロアリの住み分けを成功させよう！

シロアリ対策の主役は、私たち一人ひとりです。